

# デイサービス ときの森 運営規程

介護保険事業者番号 2970800310

第1条 三宅株式会社が開設する指定通所介護事業所、「デイサービスときの森」（以下「事業所」と呼ぶ。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業の目的）

第2条 事業所の生活相談員及び介護職員（以下「介護職員」と呼ぶ。）が、要介護状態にある在宅の高齢者（以下「利用者」と呼ぶ。）に対し、適切な指定通所サービスを提供し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

第3条 1. 通所介護計画に基づき、利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう機能訓練及び必要な援助等を行う。  
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。  
3. 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護事業者、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

## （事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 デイサービス ときの森
2. 所在地 奈良県御所市84番地

## （職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名  
管理者は事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 1名以上  
生活相談員は利用申込等の調整、通所介護計画、家族との連絡調整等を行う。
3. 介護職員 7名以上  
介護職員は通所介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。
4. 看護職員 1名以上  
看護職員は利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。
5. 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
6. 事務職員、調理員は状況に応じた人員を配置する。

**（営業日及び営業時間）**

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

1. 営業日 月曜日から土曜日（ただし、年末年始12/30～1/3日は休業）
2. 営業時間 8：15～17：15  
（サービス提供時間 8：30～17：10）

**（利用定員）**

第7条 この事業の一日あたりの利用定員は45人とする。

**（事業の内容）**

第8条 この事業所の事業内容は次のとおりとする

1. 生活指導（相談・援助等）
2. 日常生活動作訓練
3. 食事の提供サービス
4. 入浴サービス
5. 健康チェック
6. 居宅と事業所間の送迎サービス
7. 生活機能向上
8. 運動機器能力向上
9. 栄養改善マネジメント
10. 口腔機能向上

**（通常の事業実施地域）**

第9条 通常の事業実施地域は次の地域とする。

御所市、葛城市、五條市、橿原市、大和高田市、高取町、明日香村  
香芝市、広陵町

**（利用料）**

第10条 通所指定介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領である場合は、利用者の負担割合に応じた額とする。

1. 食費 750円
2. 日用品費 100円
3. パット代 60円
4. おむつ代 170円
5. 前項に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用。

**（サービス利用にあたっての留意事項）**

第11条 サービスの利用にあたっては、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護職員等は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、看護職員と連携の上、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

(非常災害対策)

第13条 1. 防火計画により、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。  
2. 防火訓練計画により年1回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。  
3. 事業所は消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第14条 1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。  
(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。  
(2) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。  
(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第15条 1. 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的の実施するとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  
(1) 事業所における感染症および食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  
(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。  
(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。

(身体拘束等の禁止)

第16条

1. 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。
2. 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第18条

1. 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条
1. 事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  2. (1) 採用時研修 採用後3か月  
(2) 継続研修 年2回
  3. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持す

べき旨を、職員との雇用契約の内容とする

4. サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
5. 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。
6. サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
7. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規定は、平成17年2月1日より施行する。

変更後の第5条及び第7条の規定は、平成17年8月1日から施行する。

変更後の第10条の規定は、平成17年10月1日から施行する。

変更後の第1条、第3条、第5条、第7条、第8条及び第10条の規定は、平成18年4月3日から施行する。

変更後の第5条、第6条、第7条の規定は、平成21年6月1日から施行する。

変更後の第1条、第5条及び第10条の規定は、平成22年4月1日から施行する

変更後の第5条の規定は、平成22年7月13日から施行する

変更後の第5条及び第10条の規定は、平成22年4月1日から施行する

変更後の第10条の規定は、平成23年5月1日から施行する

変更後の第5条、第7条、第8条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

変更後の第7条、第9条、第10条の規定は、平成28年9月9日から施行する。

変更後の第5条、第10条の規定は、平成30年5月1日から施行する。

変更後の第1条、第2条、第3条、第5条、第7条、第10条の規定は、令和元年9月9日から施行する。

変更後の第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の規定は令和3年4月から施行する。

変更後の第10条の規定は令和6年11月20日から施行する。

変更後の第10条の規定は令和8年5月1日から施行する。

変更後の第6条の規定は令和8年6月1日から施行する。